

# 岡本彌太文学賞 表彰

1月24日(土)赤岡町弁天座で第25回岡本彌太文学賞表彰式が行われました。市内小中学校から、各部門(詩・俳句)合わせて1,488点の応募があり、73点が入選しました。

■生涯学習課 50-3022

## 岡本彌太文学賞

土佐の近代詩確立の中心的詩人「岡本彌太」の功績を称え、香南市内の小中学校の優れた詩や俳句を表彰する文学賞です。



岡本彌太(1899~1942年)

香南市香我美町岸本出身で、生涯の大半を高知の小学校教師として過ごし、激動の時代を数々の詩に残しました。

生前に刊行した唯一の詩集『瀧』は、全国の詩人の注目を集めました。

没後、月見山のふもとに建てられた詩碑には、高村光太郎の書で詩集『瀧』の巻頭にある「白牡丹図」の詩が刻まれています。



▲詩碑

### 最優秀作品のご紹介



俳句部門 中学生の部  
竹崎翔大(野市中3年)

夏川や度胸試しの岩に立つ



俳句部門 小学生の部  
青木結愛(佐古小6年)

せみがゆう夏のしゅやくはおれたちだ



詩部門 小学生の部  
大賀美智子(野市小4年)

うるめいわし

ここはスーパリーの鮮魚コーナー  
どんなお魚いるのかな  
アジ、イカ、タイ：  
どれもみんなかわいいな

こちらを見てくるうるんだひとみ  
うるめいわしと目が合った  
どうしたんだい  
私は心の中でつぶやいた

キラキラピカピカまぶしい体  
海に太陽の光が当たったみたい  
どこの海から来たんだい  
私は心の中でささやいた

ちよつとだけあるきずのあと  
この子はわんぱくなのかなあ  
どんな旅して来たんだい  
私はそつとささやいた

ひときわ目を引くうるめいわし  
とうとう私のハートをつらぬいた  
この子にしよう  
私はかごにそつと入れた

※「詩部門 中学生の部」の該当者はありませんでした

# しっかり届け出、きちんと納税

■税務収納課 ☎57-8504

## 「軽自動車・原動機付自転車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は毎年4月1日現在、所有している人に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかりますのでご注意ください。

納税通知書は5月上旬にお送りします!



## こんな時は早めに届け出を!

- 転入や転出等で駐車場が変わった
- 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- 所有者が死亡した
- 車両に全く乗らない(軽自動車、小型二輪車、小型二輪自動車のみ一時抹消登録ができます)
- 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、ナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートの提出がない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください。

## ▼軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	軽自動車(四輪等)	軽二輪車(126cc~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
原動機付自転車(125cc以下) 新基準原付(50cc以上125cc以下)かつ最高出力4.0kW以下) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 農耕作業車など		
市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙 1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの ・本人確認書類(免許証等)・必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの※新基準原付は最高出力が分かる書類 ※電動キックボード等は上記に加え要件を満たしていることが分かるもの(定格出力・最高速度・長さ・幅)・ナンバープレート(廃車時・名義変更時)・旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、自賠責保険証、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート など ※手続き内容により必要書類が異なります。上記以外にも書類が必要な場合がありますので、詳しくは各受付施設へお問い合わせください	

## 登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる など



## 令和8年度もグリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

- 軽課(税の優遇)…令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。
- 重課(税の上乗せ)…平成25年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車が対象。  
※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください  
※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外